

生駒市と奈良県社会保険労務士会との事業連携に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）及び奈良県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、職員の働き方改革や、働きやすい職場環境の推進を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1） ハラスメント対策に関すること
- （2） 働きやすい職場環境づくりに関すること
- （3） 生駒市の経営労務診断に関すること
- （4） 働き方改革に関すること
- （5） さらに連携の強化に関すること
- （6） その他、相互に連携、協力することが目的の達成に寄与すると認められる事項に関すること

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から同一の条件で更に1年間本協定は更新され、以降も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

(その他)

第6条 本協定に関する事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、
甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

令和7年10月24日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙：奈良県奈良市西木辻町343-1
奈良県社会保険労務士会
会長